○ 仙台東土地改良区資格得喪手続きについて ○

現在、仙台東地区復旧・復興事業に係る説明会を行っていますが、今後アンケート調査などに基づき、ほ場整備事業を実施していきます。改良区では、組合員(三条資格者)に移動があった場合に届出を出して頂くようお知らせしていますが、まだ届出をしていない場合は、改良区へ届出をしていただきますよう、お願いします。

- ▶ 農地を売買又は交換したとき。相続等により贈与されたとき。
- ▶ 農地を賃借したとき。又は、解約したとき。
- ▶ 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ▶ 組合員が亡くなられたとき。
- ▶ 組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても、土地改良 区では把握しかねます。直接改良区へ届け出なければ、土地改良区の台帳は変 更されませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】仙台東土地改良区: 288-5026

津波の塩害による枯死木の伐採・撤去を行います

津波浸水区域において塩害により枯損し、倒木の恐れのある枯死木について、申請により、市が伐採・撤去を行います。

- ◆ 対象=次の①~④のすべてに該当する樹木
 - ① 津波浸水区域にある樹木
 - ② 樹木が5m以上
 - ③ 枯れており、倒木の危険のある樹木
 - ④ 所有者が個人又は中小企業者(※)である
 - (※)中小企業者…中小企業基本法に定める「中小企業者」及びこれに準じる公益法人等
- ◎伐採樹木の選定は、後日行う事前立会いで決定します。現場条件によっては伐 採できない場合がありますので、ご了承ください。また、以下のものは対象外と なります。
 - ・竹の伐採・撤去
 - 除根
- ◆ 受付期間=平成 23 年 12 月 1 日~平成 24 年 1 月 31 日
- ◆ 受付場所=宮城野区役所(6 階ホール), 若林区役所(4 階第 2 会議室), 太白区 役所(1 階ロビー)の損壊家屋解体窓口
- ◆ 必要書類など、詳しくは下記までお問い合わせください

【お問い合わせ】損壊家屋等の解体撤去専用ダイヤル: 263-8590

~その他お問い合わせ先のご案内~

- ・営農に関する相談窓口(仙台地方振興事務所農業振興部):275-8320
- ·仙台東部地区農業災害復興連絡会(事務局:仙台市農政企画課内):214-8265

~農業者の皆さまへ~

第8号

農業災害復旧情報

平成23年12月10日発行

発行:仙台東部地区農業災害復興連絡会 (仙台市、JA仙台、仙台東土地改良区)

第1回仙台東地区復旧・復興事業説明会の 開催及びアンケート調査結果概要について

仙台東地区の農業の復興に向け、より生産性の高い農地への再生や、先進的な

農業生産拠点の実現を目指すため、第1回仙台東地区復旧・復興事業説明会を六郷・七郷・高砂の各地区で、計6回開催しました。本説明会は、津波被害を受けた農地の所有者2,462名の方を対象とし、その約3割にあたる約720名の方にご参加いただきました。



11月14日高砂地区説明会(岡田小学校)の様子→

説明会での主な質疑

- Q 来年作付け予定の 500ha の区域についても、ほ場整備を実施するのか。
- A ほ場整備事業の対象ですが、ほ場整備事業の実施までにはまだ期間があるので、当面は応急復旧等で営農が再開できるようにしながら、順次ほ場整備を進めたいと考えています。
- Q ほ場整備で 1haの区画にした場合、その区画に満たない所有権はどうなるか。
- A ほ場整備事業の換地の際に、複数の所有者で 1ha 区画にするか、あるいは 1ha 区画に満たない区画を造成し集積する方法などがあり、換地委員会(農家の代表で構成)で各農家の意見を聞きながら調整を進めてまいります。
- Q <u>ほ場整備は何年から始まるのか。</u>
- A 地域での合意形成が進み、土地改良法の手続きが平成 24 年度に完了すれば、 平成 25 年度から工事に着手したいと考えています。
- Q ほ場整備の工事が終わるまでの間、草刈りなど水田の管理はどうなるのか。
- A 被災農地については、営農再開に必要な応急復旧を順次行いながら、並行し

て、ほ場整備事業の手続きを進め本格復旧を目指しています。そうした場合、 作付けまでには数年かかる農地も生ずることになりますが、このような農地に ついて草刈り等の管理は基本的に復興組合で対応していただくことになりま す。

Q <u>ほ場整備による農地の利用集積を進める中で、個人で営農をしたい場合は、</u> どうすればいいのか。

A 農地の利用集積については、アンケート調査等で皆さんからの要望を聞きながら検討していきたいと考えており、その中で農業生産法人や個人への集積も考えられますが、これまでと同様に個人での営農継続を希望する場合には、そのような営農についても配慮していきたいと考えています。

Q農地の地盤沈下はどのくらいなのか。いつまでに排水の対策を講じるのか。

A 地盤沈下については、平均で $25 \text{ cm} \sim 30 \text{ cm}$ 程度と想定していますが、現在調査を進めているところです。

排水対策については、来年作付け予定の 500ha の区域内の排水路については平成 24 年 3 月まで、それ以外の区域についても順次復旧を進めていきます。 排水機場は 6 月までに機能回復を図る予定です。

Q 除塩の具体的な方法と実施主体はどこか。

A 除塩はまず、弾丸暗渠を行い、耕起した後水を5日間張り、地下浸透させます。その後、塩分濃度を測り、基準をクリアしていなければ、数度、水を張って地下浸透させることを繰り返します。また、実施主体は東北農政局です。

Q 現在、がれきを撤去しているが、がれきと土の分別が困難なため、表土が薄くなっている。表土が薄くなったところについては補充をしてくれるのか。

A 表土の薄くなっているところについては、現状を調査の上、どれくらい確保 できるのか検討したいと思います。

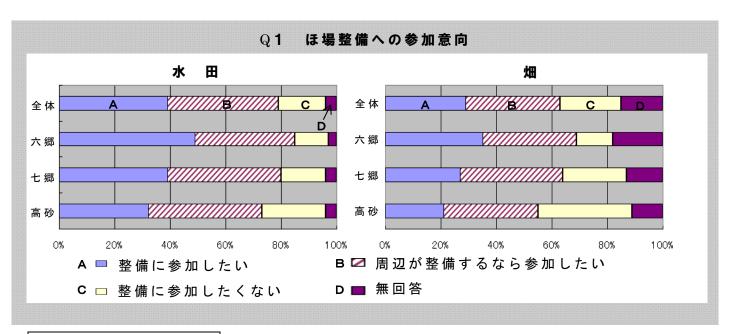
アンケート調査の結果概要について

11 月中旬より実施していた「仙台東地区のほ場整備事業に関するアンケート調査」には、皆さまから多くのご協力をいただきました。現在、回答の集計・分析作業を進めており、今後のほ場整備事業の基礎資料として活用していきます。

《12月2日現在 速報版》

Q1 ほ場整備への参加意向

- ▶ 水田については、参加意向のある方が回答者の約8割となっています。参加意向のない方でも、農地を売却、貸与、譲渡、委託等を希望する方が約1割いらっしゃいます。
- ▶ 畑については、参加意向のある方が回答者の約6割となっています。



今後のスケジュール

12 月中旬から、以下の日程で第2回仙台東地区復旧・復興事業説明会を行います。

月日	時間	地区名	内容	会 場
	$10:00\sim 12:00$	高砂		サンピア仙台
12月18日(日)	$13:00\sim15:00$	六郷		IJ
	16:00~18:00	七郷	ほ場整備区域の素案等	IJ
12月20日(火)	$18:30\sim20:30$	七郷	について	IJ
12月21日(水)	$18:30\sim20:30$	六郷		IJ
12月26日(月)	$18:00\sim20:00$	高砂		岡田小学校 体育館

なお、本説明会に先立ち、12月15日、16日には、各団体の委員、役員の皆 さま方を対象として事前説明会を開催いたします。

対象の皆さまには文書でご案内を発送していますので、ご確認の上、ご参加いただきますようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

東北農政局農村計画部事業計画課: 221-6269仙台市農政企画課: 214-8265農業振興課: 214-8335

農林土木課 : 214-8268

JA 仙台 震災復興・総合企画部 震災復興推進課 : 236-2435

営農部 営農企画課 : 236-2413

仙台東土地改良区 : 288-5026

日本政策金融公庫からの融資をご希望の皆さまへ

日本政策金融公庫から被災者を対象とした融資を受ける際には、農地、農業機械・施設に 関する罹災証明書が必要となります。当罹災証明書は、**仙台市農業振興課**で発行しています ので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】仙台市農業振興課: 214-8335

日本政策金融公庫: 221-2332